

令和元年6月25日
財務省

令和元年度 予算執行調査の調査結果の概要

- 本年度の予算執行調査については、3月29日に事案を公表し、計44件の調査を実施。
- 今般、このうち、調査の終了した35件を公表。残る9件については、引き続き調査を継続し、公表する予定。
- 調査事案の必要性、有効性、効率性について調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。
- これらの調査結果については、本日、各府省に対し令和2年度予算の概算要求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請。

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

令和元年度 予算執行調査対象事案一覧

<調査を終了し、調査結果を公表する事案(35件)>

No.	省庁名	調査事案名	指摘内容(注1)			フォローアップ調査(注2)	調査主体(注3)	取りまとめ財務局	特別会計
			① 必要性	② 有効性	③ 効率性				
1	内閣府	災害救助費等負担金			○		共同	九州	
2	内閣府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費		○	○		本省		
5	内閣府	地方消費者行政強化交付金(地方消費者行政推進事業)	○	○	○		共同	関東	
6	総務省	携帯電話等エリア整備事業		○			本省		
7	総務省	消防団の装備・訓練の充実強化に要する経費(消防学校分)		○	○		本省		
8	法務省	刑事施設のPFI運営事業に係る経費		○	○		本省		
9	外務省	遠隔多者間会議システムに係る経費		○			本省		
10	外務省	親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金		○		29年度	本省		
11	財務省	輸出入貨物分析機器整備経費			○	25年度	本省		
12	財務省	確定申告・納税手続に関する情報提供経費		○	○		本省		
13	文部科学省	公立学校施設整備事業		○			共同	福岡	
14	文部科学省	独立行政法人運営費交付金(国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構)	○		○		本省		
16	文部科学省	スーパーサイエンスハイスクール支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金)		○	○		共同	中国	
17	文部科学省	伝統文化親子教室事業		○	○		共同	東北	
19	厚生労働省	労災特別介護支援経費			○		財務局	四国	労働保険特別会計
20	厚生労働省	障害福祉サービス等報酬			○		本省		
23	農林水産省	農地中間管理機構事業費のうち事業推進費			○		共同	東海	
24	農林水産省	農業農村整備事業における太陽光発電施設整備	○		○		共同	北海道	
25	農林水産省 国土交通省	海岸事業(沖合施設の長寿命化対策)		○			本省		
26	農林水産省	治山事業			○	23年度	本省		
27	農林水産省	浜の活力再生・成長促進交付金等	○	○			共同	関東	
28	経済産業省	J-Startupの在り方(研究開発型スタートアップ支援事業等)	○	○	○		本省		
29	経済産業省	省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金等のうち事務費		○	○		本省		エネルギー対策特別会計
30	経済産業省	中小企業再生支援協議会事業		○	○	26年度	本省		
31	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業		○			共同	北陸	
32	国土交通省	河川維持修繕事業における土砂掘削に係る経費			○		本省		
33	国土交通省	下水道革新的技術実証事業		○	○		本省		
34	国土交通省	無電柱化推進事業			○		本省		
35	国土交通省	空き家対策の取組		○	○		共同	北陸	
36	国土交通省	先進的な保安検査機器整備費補助			○		本省		自動車安全特別会計
37	国土交通省	海上保安庁における航空機及び船舶の燃料調達			○		本省		
38	環境省	CO2削減ポテンシャル診断推進事業		○	○		共同	近畿	エネルギー対策特別会計
39	防衛省	情報システムの調達			○		共同	東海	
40	防衛省	各自衛隊共通の航空機の整備・補給等		○	○	21年度	本省		
41	防衛省	装備品の海外移転(国際防衛装備品展示会出展事業)		○	○		本省		
合計			5	22	28				

(注1) 指摘内容の分類は以下のとおり。

- ①: 事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
 - ②: 事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
 - ③: 事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等への見直しを求めた事案。
- (注2) 「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。
- (注3) 「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)
「財務局」: 財務局調査(財務局職員が実施する調査)
「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(5) 地方消費者行政強化交付金（地方消費者行政推進事業）（内閣府：一般会計）

調査事案の概要

消費生活相談員の確保など地方公共団体における消費生活相談体制の整備等を支援するもの。地方公共団体における消費者交付金の事業メニューごとの財源構成、交付金の活用期限の設定の有無などを調査し、今後の国庫補助の在り方と併せて、地方の消費者交付金以外の財源確保等の検討を進める。

【予算額】平成30年度：2,400百万円の内数（参考 令和元年度：2,200百万円の内数）

調査結果

○ 地方消費者行政にかかる地方交付税措置等について

- 地方消費者行政にかかる地方交付税措置は平成24年度以降、地方公共団体の地方消費者行政予算額に5割弱しか充てられていない。

（単位：億円）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
消費者行政にかかる地方交付税措置額(A)	277	276	273	272	271	273	270
地方公共団体の消費者行政予算額(B)	135	123	121	119	117	120	128
(B)／(A)	49%	45%	44%	44%	43%	44%	48%

※消費者庁資料を基に作成

○ 消費者交付金の活用期限後の地方公共団体における事業継続の予定等

- 今回の調査先で平成30年度以降に交付金活用期限を迎える1,362の個別事業のうち、28%は事業継続しない予定とされている。

事業継続の予定等	事業数	割合	交付金活用期限					
			H30～R1	R2	R3	R4	R5	R6～R9
事業継続する予定	873	64.1%	101	69	128	82	124	369
事業継続しない予定	384	28.2%	26	27	51	23	34	223
検討中など	105	7.7%	9	6	5	8	17	60
計	1,362		136	102	184	113	175	652

今後の改善点・検討の方向性

1. 消費者交付金以外の財源確保について
 交付金の交付にあたっては、地方交付税措置に対する消費者交付金以外の財源確保の状況などを勘案しつつ、地方消費者行政を積極的に進める地方公共団体に対して、例えば、地方消費者行政強化事業の補助に差を設けるなどの対応をする必要がある。

2. 活用期限後の事業継続等について
 消費者交付金は地方消費者行政の充実・強化のためのスタートアップ支援として交付されるもので、開始した事業を交付金活用期限内に定着させるための支援であることから、例えば、当初の目的を達成した事業等については、活用期限が未到来であっても、交付金事業を終了すべきである。

なお、継続の必要性がある事業については、その重要性に鑑み、事業の継続性を担保するため、例えば、交付金への依存度が高い事業については交付金の活用期間内に円滑に消費者交付金以外の財源を確保する、などの方策を検討すべきである。

(7) 消防団の装備・訓練の充実強化に要する経費（消防学校分）（総務省：一般会計）

調査事案の概要

災害現場の状況把握に有効なドローン、オフロードバイクを各都道府県の消防学校に無償で貸し付け、消防団員への教育訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力の向上を図る。同様に、小型動力ポンプの無償貸付により、地域防災の新たな担い手として増加する女性・学生の消防団員に教育訓練を実施し、消防団の災害対応能力を向上させるとともに、女性・学生の消防団加入の促進を図る。【予算額】平成30年度：242百万円、平成29年度：242百万円（参考 令和元年度：231百万円）

調査結果

○ 無償貸付された資機材の利用に関する基準がない。

- 消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」に、本事業で無償貸付される資機材を利用した研修について、明確な位置づけがなされていない。

○ 無償貸付された資機材の利用状況は総じて低調である。

- 平成29年度と平成30年度に無償貸付された32消防学校にアンケートを実施したところ、研修実施回数は、以下のとおりである。

【表1】平成29年度の研修実施回数（平成29年度無償貸付分） 【表1、2、3】

	ドローン	バイク	ポンプ	合計
1回	8校	12校	14校	34(71%)
2回	7校	4校	1校	12(25%)
3回以上	1校	0校	1校	2(4%)

【表2】平成30年度の研修実施回数（平成29年度無償貸付分）

	ドローン	バイク	ポンプ	合計
1回	7校	9校	7校	23(48%)
2回	4校	4校	2校	10(21%)
3回以上	5校	3校	7校	15(31%)

【表3】平成30年度の研修実施回数（平成30年度無償貸付分）

	ドローン	バイク	ポンプ	合計
1回	8校	13校	15校	36(75%)
2回	5校	1校	1校	7(15%)
3回以上	3校	2校	0校	5(10%)

○ 3種の資機材の消防団へ普及状況は総じて低調である。

- 消防学校での研修に参加した消防団員が所属する消防団のうち、実際に資機材が導入されたのは、ドローンが7消防団（5台）、オフロードバイクは導入実績なし、小型動力ポンプが5消防団（14台）にとどまる。

今後の改善点・検討の方向性

1. 「消防学校の教育訓練の基準」について
 「消防学校の教育訓練の基準」において、教育訓練時間の多くは、消防職員向けの研修に割り当てられており、そもそも消防団員への教育訓練に配分できる人員・時間数に限界がある。

2. 資機材を無償貸付する方針について
 本事業では、予め、地域毎のニーズ調査を行うことなく、全国の消防学校に一律に資機材を無償貸付する方針としたことから、利用実績が低迷している。

3. 消防団での資機材の導入について
 研修の結果、消防団員が3種の資機材の有用性を認識しても、市町村の予算措置の制約がある。

以上を踏まえれば、最新式の資機材について、都道府県消防学校での消防団員向け研修を通じて、消防団に普及するという立て付けに無理があると考えられ、消防団向けの支援の在り方を抜本的に見直すべきである。

調査事案の概要

公立学校施設は、学校教育法第5条により、設置者である市町村が維持管理し、その経費を負担することが原則とされているが、公立学校施設の建設や改修に要する経費については、国が一部を負担又は交付している。現在、築25年以上の建物面積が7割を超えるなど老朽化が課題となっており、公立学校施設の適切な維持管理とともに長寿命化へのシフトが必要。

【予算額】平成30年度：68,194百万円（参考 令和元年度：160,816百万円）

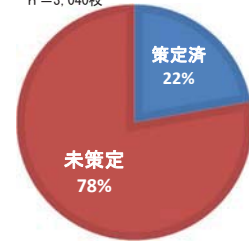
調査結果

○ 長寿命化を前提とした個別施設計画の策定は進んでいるか

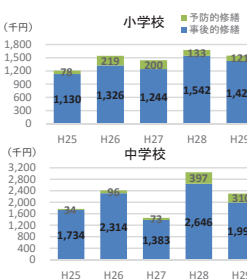
- 個別施設計画を策定している公立小中学校施設は約2割。
また、今年度中又は来年度中の策定に向けて作業中との回答は約半数にとどまっており、策定の予定がない又は見込みが立っていない学校施設が多数存在する状況。

○ 予防的修繕が適切に実施されているか

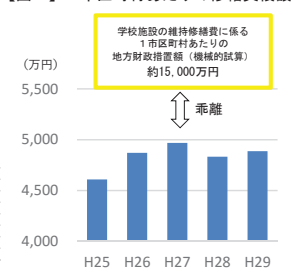
- 施設の長寿命化のために重要な予防的修繕は、金額ベースで1割程度しか実施されていない。過去5年間において全く実施していない学校も存在。
- 機械的に試算した市区町村あたりの地方財政措置額と市区町村における維持修繕費の実績平均額との間には、大きな乖離がある。

【図1】個別施設計画の策定状況
n=3,040校

【図2】1校あたりの修繕実績額



【図3】1市区町村あたりの修繕実績額



今後の改善点・検討の方向性

1. 交付金の交付条件について

①個別施設計画に基づいた適切な維持管理がなされている自治体の優先度を高くするとともに、②令和3年度からは、国庫補助の対象を個別施設計画が策定されている自治体に限定し、個別施設計画の策定を促す必要があるのではないか。

2. 老朽改修事業の採択について

老朽改修事業の採択は、①個別施設計画を策定した上で、同計画に基づき、適切な維持管理・修繕がなされている場合に限定した上で、②予防的修繕の実施状況など、施設の長寿命化に向けた取組実績に応じた優先度合によるものとし、長寿命化に向けた維持管理・修繕へのシフトを促すべきではないか。また、将来的には、国庫補助の対象から除外あるいは補助率の引き下げを検討すべきではないか。

3. 改築事業(建替え)の採択について

安易な建替えを抑制するため、将来的には、改築事業の採択は、長寿命化改修を行ったものに限定するといった対応を検討すべきではないか。

(19) 労災特別介護援護経費(厚生労働省：労働保険特別会計)

調査事案の概要

全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供。

【予算額】平成30年度：2,480百万円（参考 令和元年度：2,476百万円）

調査結果

○ 複数の施設で入居率の低い状態が継続

- 各施設の入居率は【表】のとおりであり、地域差が生じている。入居待ちが生じている施設から他の施設への入居調整も可能であるが、紹介等の活動が十分に行われていない状況もみられた。

【表】直近3か年の年度末時点の入居率

	北海道	宮城	千葉	愛知	大阪	広島	愛媛	熊本
平成28年度末	71.4%	96.9%	93.9%	95.9%	90.8%	88.8%	75.5%	85.7%
平成29年度末	76.5%	93.9%	91.8%	93.9%	92.9%	83.7%	69.4%	81.6%
平成30年度末	69.4%	93.9%	90.8%	95.9%	94.9%	84.7%	72.4%	85.7%

- 各施設においては、入居対象者を直接訪問することで入居促進に努めており、実際に入居に至るケースがあるなど一定の成果。
- 短期滞在型介護サービスの利用は、常時2床を確保しているにもかかわらず、多くの施設で低調な状況。
- 介助を多く必要とする重度被災労働者向けの多床室のニーズが増しており、障害・症状の程度と居室の配置とのマッチングが課題。

○ 健康増進のための設備が入居者にほとんど利用されていない

- ゲートボール場及びテニスコートは、そもそも車いすや歩行不能な入居者が大半を占める中で、ほとんど利用されていない状態。
- 入居者以外の地域住民等による利用も認めているが、特定の者や団体による無償での利用が繰り返されている状態。
- 一部の施設では、設備の劣化が進み、長年にわたり入居者にも入居者以外の者にも利用されていない状態。

今後の改善点・検討の方向性

1. 入居率について

入居率向上のため、施設間の入居調整や入居対象者宅への訪問などの取組をこれまで以上に促進すべき。

また、短期滞在型介護サービスは、施設の周知を図る上でも有用であり、入居率の低い施設においては、その利用促進を図るべき。

なお、将来の運営を見据え、重度被災労働者の居住地域の偏在に応じた定員の見直しや、多床室に対するニーズへの対応策について、併せて検討すべき。

2. 設備の利用状況について

入居者の利用要望や設備の実態に応じた活用方法を検討し、有効に利用すべき。

特に、全く利用されていないゲートボール場等については、立地条件等に応じて売却等の処分を行うなど、国有財産の有効活用策を検討すべき。

また、入居者以外の者による利用にあたっては、本施設が労災保険料財源による財産であることに鑑み、施設利用のあり方を検討すべき。

調査事案の概要

漁業所得の向上（5年間で10%以上）を目標とする「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の取組を後押しするため、プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を交付金により支援。

【予算額】平成30年度：6,770百万円（参考 令和元年度：5,365百万円）

調査結果

○ 浜プラン達成（未達成）の要因分析が不十分

・浜プラン未達成または達成困難との回答のうち、4割が目標未達となった原因分析をしないまま第2期浜プランを策定。【図1】

・浜プランの達成、未達成要因とも好不漁といった「外的要因」との回答が多く、本事業による効果の検証が難しい状況。

○ 交付金による施設整備の効果検証が不十分

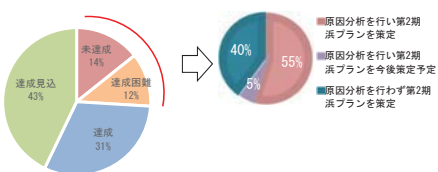
・過去5年間に於いて、施設整備メニューの活用状況に偏りがみられる。
・交付金の活用が、漁業所得の向上に必ずしもつながっていない中【図2】、交付金で整備した施設について、3年後を目途に実施する事後評価までの間、定量的な分析が行われておらず、PDCAの仕組みが不十分。

○ 毎年一定程度の不用が発生

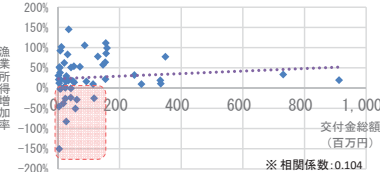
・過去5年間の平均不用額はハード事業で3.6億円（3.7%）、ソフト事業で0.5億円（34.4%）。

・30年度決算においては、計画策定段階の変更や地元調整の不調により、例年以上の不用が見込まれている（ハード事業8.9億円、ソフト事業0.5億円）。

【図1】浜プラン達成状況



【図2】浜活交付金交付総額と漁業所得増加率



今後の改善点・検討の方向性

1. 浜プラン達成状況について
目標が未達成となることが見込まれる場合、第2期浜プランへの移行に際し、改善策の策定など指導を徹底すべき。
本事業による効果を適切に検証できる仕組み（新たな指標の導入等）を検討すべき。
2. 交付金の効果検証について
浜のニーズ等を再調査してメニューの内容を見直すべき。
交付金で整備した施設の便益を毎年定量的にフォローアップ出来る仕組みを構築すべき。
3. 交付金の効率的な執行について
実施計画や交付申請段階で計画の精緻化を徹底するように各都道府県に対して指導を行うとともに、特にソフト事業では浜のニーズを再度検証し、予算額の縮減に努めるべき。

(28) J-Startupの在り方（研究開発型スタートアップ支援事業等）（経済産業省：一般会計）

調査事案の概要

「未来投資戦略2018」における「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」との政府目標を踏まえ、国は、グローバルに活躍できるスタートアップの育成を目的に、官民でスタートアップを集中支援する取組として、研究開発型スタートアップ支援事業等、計7つの事業を「J-Startup」事業として実施している。

【予算額】平成30年度：22,392百万円の内数ほか（参考 令和元年度：47,334百万円の内数）

調査結果

○ 支援先が大企業や自ら資金調達可能な企業となっている

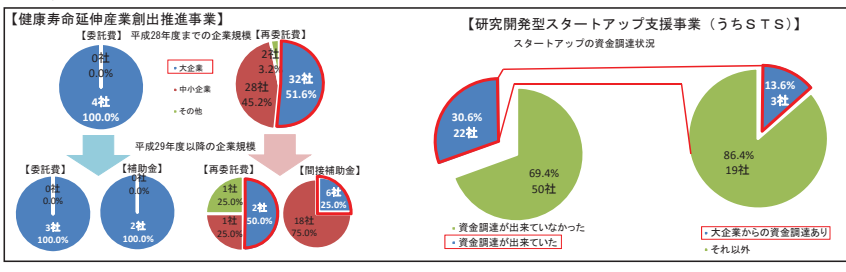
・支援先が、大企業（例：健康寿命延伸産業創出推進事業では委託先等の100.0%が大企業）や、自ら資金調達が可能な企業（例：研究開発型スタートアップ支援事業（うちシード期の研究開発型スタートアップに対する事業化支援事業（STS））対象企業の30.6%が、支援前に資金調達が可能な状態であり、うち13.6%は大企業からの資金調達あり）となっていた。

○ 支援方法が必ずしも適切な組み合わせとなっていない

・出資や低利貸付などがあれば、必ずしも補助金や委託費による支援でなくとも事業に支障はないという声（例：研究開発型スタートアップ支援事業（うち企業間連携スタートアップに対する事業化支援事業（SCA））において、SCAの対象である研究開発に係る新たな資金調達が出来た企業の90.9%）が確認されたほか、自己負担があっても支援を受ける価値があるという声（例：グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業（うち海外展開支援）の場合、76.3%）もあった。

○ 目標・指標の設定や進捗状況の把握が適切ではない

・事業の目標に係る実績を調査していない（例：地域創業機運醸成事業）等、目標・指標について、設定や進捗状況の把握が適切ではないものがあつた。



今後の改善点・検討の方向性

1. 支援対象の適切性について
スタートアップ支援として実施するにあたって、支援対象の中には、大企業や自ら資金調達が可能な企業も存在している。
支援対象とする企業の範囲については、有望なシーズを有していながらも、民間から資金調達が難しい層に重点化するなど、よりスタートアップ支援の趣旨に沿ったものに見直すべき。
2. 支援方法の適切性について
事業者へのアンケートによれば「出資や低利貸付などの資金繰り支援といった支援であっても事業の実施に支障はなかった」との声もあることから、補助金や委託費による支援だけでなく、出資や低利貸付などの資金繰り支援といった支援方法も含めた適切な組み合わせを検討するべき。
また、現状、事業で得られた知的財産権は全て受託者・補助先等に帰属することとなっている。公的な資金を投入している事業である以上、知的財産権等により得られる利益を、国が回収することが可能な支援の在り方も検討するべき。
加えて、自己負担等を求めていくことについても検討するべき。
3. 目標・指標の適切性について
事業を実施するにあたって、現行の目標・指標でその事業状況を適切に評価できているか、その設定について、不断に見直していくべき。

調査事案の概要

海上保安庁は、船艇・航空機の燃料調達にあたり業者に対し夜間・休日も含めた給油対応を求めるとともに、単価を予め定めた上で数量は納入の都度決める単価契約とするといった契約条件を全国一律に採用している。こうしたこともあり、供給業者は地域の中小事業者が大宗となり、港ごとに調達が行われる結果、契約価格は全国的に大きくばらつきがみられている。

【予算額】平成30年度：13,458百万円（一次補正3,285百万円、二次補正1,999百万円）（参考 令和元年度：18,245百万円）

調査結果

○ 契約条件の見直し等による調達区域の拡大・新規参入

業者へのニーズ調査の結果、

- ①燃料タンクへの給油
- ②契約期間の短縮化
- ③夜間・休日対応の廃止
- ④数量・日時を確定させた契約への見直し

【左記①～④の見直しによって調達区域の拡大や新規参入が図られる可能性有と回答した割合】

既入札参加業者	42%
未入札参加業者	65%

を組み合わせることにより既入札参加業者の調達区域の拡大や未入札参加業者の新規参入が図られる可能性が示された。

元売業者へのヒアリングにおいて、一定規模の燃料タンクの整備や海上保安庁自身が製油所等へ赴いて給油を受ける方式の採用により、元売業者と直接契約を行う可能性が確認された。

○ 燃料タンク整備に係る費用対効果分析

大型巡視船の配備が見込まれる地域において燃料タンク整備の費用対効果分析を行った結果、燃料価格の低減効果がタンク整備等のコストを上回るとの試算結果が得られた。

【燃料タンク整備の費用対効果分析】

	燃料タンク整備の場合の必要経費(50年間)	バージ給油(現状)の場合の必要経費(50年間)
建設コスト	6,000KLタンク想定 3,225	燃料価格 47,524KL × 89,640円/KL 213,003
保安・管理	年間 356百万円 × 50年間 17,800	※燃料単価:令和元年5月時点の実績単価 (百万円)
燃料価格	47,524KL × 80,460円/KL × 50年間 191,189	
合計	212,214	経費節減額(50年間) 789

※燃料単価:令和元年5月時点の業者見積額 (百万円)
※タンクの容量:一箇月半分(6,000KL)の予定使用量

○ 海上保安庁と防衛省・気象庁との共同調達

海上保安庁の測量船等は、防衛省や気象庁と同様、予め数量を定めた計画的な給油契約が可能と考えられることから、海上保安庁の契約方式の変更により、共同調達が可能であることが判明した。

今後の改善点・検討の方向性

1. 契約条件の見直し等について
調達区域の拡大や新規参入を図るため、本調査で把握された契約条件の見直し等を念頭に、全国一律ではなく、各契約地区のニーズに合った契約条件を柔軟に設定していくべき。

また海上保安庁自身が製油所等へ赴き燃料給油を受けるという新たな搭載方法につき、コストの低減効果の把握を含め具体的な検討を行うべき。

2. 燃料タンク整備の費用対効果について
タンク未整備地域において、燃料単価の引き下げ効果も見極めつつ、十分かつ確実な費用対効果分析を行った上で、効果が高いと確実に見込まれる地域において計画的な燃料タンク整備の検討を行うべき。

3. 他省庁との共同調達について
防衛省・気象庁それぞれとの共同調達について、本調査を踏まえた具体的な手続きを進めていくべき。

(39) 情報システムの調達 (防衛省：一般会計)

調査事案の概要

防衛省の情報システムは業務系と指揮系の2つに区分され、調達方式には、一般的な市場価格方式の他、特注品に用いられる原価計算方式がある。価格積算の基礎となる工数単価につき、市販の積算参照資料と比較すると、どちらの方式を採用した場合でもそれを大きく上回る状況。また、競争性の確保という観点においても、仕様書の記載に問題がある可能性がある。

【予算額】平成29年度：86,075百万円（参考 令和元年度：104,980百万円）

調査結果

○ 価格積算方法において、価格が高止まりする要因が見られた。

- 特殊性が低い一般的なシステムである業務系でも、約3割が原価計算方式を採用していた。
- 市場価格方式においても、42%の事業で、原価計算方式における大手ITベンダーの平均加工費を超えており、その8割が一者応札である。また、その平均加工費も、例えばシステム維持保守業務においては、市販の積算参考資料の1.8倍であり、中には前記市販資料における単価の2.8倍となっている事業もあり、高額に過ぎる。
- 業務内容が違う場合であっても同一の加工費単価を使用している事業が46%を占め、例えば、ヘルプデスク業務では事業間で4.4倍の差があった。【表】

○ 仕様書に競争性を阻害する記載あり。

平成29年度の134システムに関する仕様書(559件)を全て確認した結果、特に業務系(208件)において5.8%(12件)、全体でみると3.9%(22件)の仕様書に他社参入を阻害する記載が確認された。

○ 入札公告等に不適切な記載あり。

入札説明書に実際の契約期間より長い“使用予定期間”を明記している事例が散見された。

【表】 単価区分 (※GCIPを含まず)

	開発/運用 工数単価	ヘルプデスク 工数単価
A事業(統率) (原価計算)	17,575	17,575
B事業(内局) (市場価格)	5,264	5,264
C事業(内局) (市場価格)	9,905	4,015

今後の改善点・検討の方向性

1. 価格積算について
原価計算方式の適用要件を厳格化、基本的に市場価格方式によるべき。また、原価計算方式の精緻化を早急に進めるべき。

市場価格方式においても、市場価格を適切に調査し、原則的にその範囲内で予算要求を行うべき。

開発、運用、保守及びヘルプデスクの業務は契約を細分化し、適切な単価とすべき。新たにシステム調達に特化した明文規程を整備すべき。

市場価格方式を採用するシステムは、政府全体の運用経費3割減という目標に準ずるべき。

2. 競争性の確保について
情報システムの整備に関する内規が活用されるよう、更なる取組みを行うべき。防衛省監察本部は、独立した立場からチェック機能を働かせるよう改善すべき。仕様書等の適正性について、省内複数の機関で連携して確認すべき。

3. 入札公告等について
財政会計法令に則した手続きを遵守すべき。